

四〇 満洲南都留郷開拓団建設のための町村組合規約

昭和一八年（一九四三）八月

議第一号 宝村会決議書

町村組合加入ノ件

本村ハ満洲第十二次集団南都留郷開拓団建設ニ関スル事務ヲ共同処理スル為、既ニ設置シアル町村組合ニ加入スルモノトス

昭和十八年八月二十六日提出、議決

宝村長 渡辺 恭

記

一、町村組合員左ノ如シ

(一)谷村町、宝村、盛里村、道志村、秋山村、禾生村以上六ヶ町村  
議第二号 宝村会決議書

谷村町外五ヶ村満洲第十二次集団南都留郷

開拓団建設組合規約設定ノ件

谷村町外五ヶ村満洲第十二次集団南都留郷開拓団建設組合規約、左ノ通り設定スルモノトス

昭和十八年八月二十六日提出、議決

宝村長 渡辺 恭

谷村町外五ヶ村満洲第十二次南都留郷開拓団建設組合規約

第一条 南都留郡谷村町、宝村、盛里村、道志村、秋山村、禾生村ハ満洲第十二次集団南都留郷開拓団建設ニ要スル費用ノ負担及一切ノ事務ヲ共同処理スル為メ、町村制第二百二十九条第一項ニ依リ町村組合ヲ設ク

第二条 本組合ハ谷村町外五ヶ村満洲第十二次集団南都留郷開拓団建設組合ト称ス

第三条 本組合役場ノ位置ハ谷村町役場トス

第四条 本組合ニ組合会ヲ置ク

組合会議員ハ十二名トシ、組合町村毎ニ其ノ町村会議員ノ互選ニヨリ之ヲ定ム

組合町村ヨリ選出スベキ議員定数左ノ如シ

谷村町二名 宝村二名 道志村二名

秋山村二名 盛里村二名 禾生村二名

議員中欠員ヲ生シタルトキハ三月以内ニ補欠選挙ヲ行フ、補欠議員ハ前任者ノ残任期間在任ス

第五条 組合会議員ハ名誉職トス

議員ノ任期ハ当該町村会議員ノ任期ニ依ル

第六条 組合会ノ議決スベキ事件ノ概目左ノ如シ

一、開拓団編成計画ニ関スル事

二、条例規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト

三、組合費ヲ以テ支弁スヘキ事業ニ関スルコト

四、歳入出予算ヲ定ムル事

五、決算報告ヲ認定スル事

六、組合費ノ賦課徴収ニ関スル事

第七条 組合会ハ管理者ヲ以テ議長トス、管理者故障アルトキハ其ノ代理者之ニ充ツ

第八条 本組合ニ組合管理者及其ノ他代理者一名ヲ置ク

組合管理者ハ名誉職トス

管理者ハ組合内町村長中ヨリ組合会ニ於テ選挙シ、其ノ任期ハ当該町村長ノ任期ニ依ル

代理者ハ管理者ノ推薦ニ依リ組合会ニ於テ之ヲ定ム

第九条 本組合ニ収入役及収入役事故アルトキニ之ヲ代理スベキ吏員各一人ヲ置キ、組合役場所在町村ノ収入役及収入役代理者ヲ以テ之ニ充ツ

第十条 本組合ニ左ノ有給吏員ヲ置キ、管理者之ヲ任免ス

主事 書記

吏員ノ定数ハ予算ノ定ムル所ニ依ル

第十一条 本組合ニ満洲第十二次集団南都留郷開拓団建設委員六名ヲ置ク、委員ハ名誉職トシ管理者ノ推薦ニ依リ組合会ニ於テ之ヲ定ム

第十二条 組合会議員ノ費用弁償、組合管理者及其ノ代理者並ニ委員ノ費用弁償、報酬額及其ノ支給方法ハ組合会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第十三条 本組合ノ費用ハ法令等ニ依リ組合ニ属スル収入及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ、尚不足分ハ組合会ノ議決ニ依リ組合町村ニ之ヲ分賦ス

第十四条 本規約ニ定ムルモノノ外組合ニ関シ必要ナル事項ハ、総テ町村ノ例ニ依ル

附 則

第十五条 本規約ハ組合設定許可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六条 本規約施行ノ際、当初組合会ノ招集及管理者ヲ選挙スベキ選挙長ハ谷村町長ヲ以テ之ニ充ツ

(昭和一六〇一八年「村会々議録」)  
(都留市蔵 旧宝村役場文書七九)

【解説】 郡内から満州への開拓団は多くない。史料にある南都留郷開拓団建設が実現したが、その事務の共同処理をするための町村組合が作られている。